

【資料5】

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
1	23	<p>地球温暖化による気候変動は現実の脅威となり、脱炭素のため再生エネルギーの普及拡大は日本を含め世界各国の喫緊の課題となっています。この国際的潮流のなかで、国内においても太陽光発電事業の重要性に対する国民的認識と期待は着実に広がっています。新型コロナ禍で傷ついた経済の再生起爆剤としての期待も膨らみつつあります。しかし、選定すべき場所、手段・方法、結果などにSDGsの思想を取り入れて対処することが不可欠の時代になっていると考えます。土地の所有権やFIT法で権利を持っているからと言って、自社の利益だけを主張することは納得できません。これまでこれからも、企業は社会的責任の視点を忘れてはならないと考えます。発電所の建設予定地は、函南町の豊かな自然を構成する土地で、植生・水源地、農林業、観光等のベースになっています。また、下流部や平地の洪水・冠水等を防ぎ、安全・安心な生活を保障する大切な場所です。この大切な役割を持つ土地を掘削、切り土、盛り土、埋め戻し等の人工的な手を加えるのが「太陽光発電」のためだとすれば、納得できません。発電用の土地は、別途、農業に適さない土地や開発の結果が自然破壊や環境破壊に繋がらない遊休地等を活用すべきと考えます。いま、軽井沢地区へのメガソーラの建設については、地区民も、議会も建設反対のコールをあげています。強行しても、恨みが残るだけです。</p>	<p>太陽光発電事業などの再生可能エネルギーは利用時に二酸化炭素を排出しないため、化石燃料代替による温室効果ガス排出量の削減に大きく貢献するとともにNOx排出量が減少して大気汚染防止が実現される他、バイオマスの利活用が廃棄物の有効利用を可能にする等、温室効果ガス削減以外の環境改善にもつながります。本事業では、出力29MWの太陽光発電施設を実施しますので、温室効果ガス排出量の削減及び大気汚染防止に寄与します。</p> <p>本事業における森林の伐採や土地の改変による影響による影響が想定される大雨や地震による土砂流出及び氾濫など防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。事業の実施に当たっては、可能な限り伐採面積を小さくできるよう設備計画を検討し、残置森林や造成法面等の管理については、適切に実施してまいりたいと考えます。</p> <p>環境影響評価は、住民の皆様や専門家の意見を踏まえ、環境に配慮したより良い事業とするための手続きですので、方法書以降も皆様の意見等を拝聴しながら、事業内容を十分説明し、住民の皆様の不安の解消に努めてまいりたいと考えています。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
2	10	<p>今回計画している事業においての理念を語ることにおいて、日本全体の環境負荷低減や、CO2削減の良い所ばかりを述べるのではなく、事業することによって森林伐採して山林を開発して、後々の廃棄物問題を加味しても太陽光発電の方の環境負荷が少ないと総合的に判断していると主張いただかないと、この事業をする意味がないと考えます。例えば、特定の営利企業の為だけではなく地域住民が主体となった自立・分散・小規模・多数のクリーンエネルギーネットワークの構築が必要と考えます。また、太陽光パネルの製造には、そのパネルが4年間かけて発電する電力が必要だと言われています（エネルギーペイバックタイム）。つまり、設置したパネルを4年間使用して元が取れるという試算です。4年間保たなかったら、使用しなくて良かった余計な電力をそのパネルのために消費したことになりますので、自然再生エネルギーによって素材がつくれられるようになって本来の再生可能エネルギーとしての評価が完成するものと考えます。</p>	<p>環境影響評価における温室効果ガス排出量は、化石燃料を使用する事業において、影響が想定される項目として選定されます。本事業（33ha）によるCO2吸収量の減少は、スギの人工林のCO2吸収量8.8t-CO2/年/haを用いると約300t-CO2/年、一方、化石燃料代替の削減量は29MWで約14,500t-CO2/年です。太陽光発電事業ではパネルの製造・輸送・廃棄においてもCO2を排出しますが、そのエネルギーペイバックタイムは従来技術の1.4～2.6から最新技術の0.96～1.9と少しずつ短くなっています。また、単位出力当たりの温室効果ガス排出原単位は火力発電の519～975g-CO2/kWhに対し、太陽光発電事業は17～31 g-CO2/kWh（寿命30年）となっていま</p> <p>す。</p> <p>本事業では、土砂災害の防止又は低減の観点から残置森林を設置し、在来種を用いた法面緑化やパネルの下には種子吹付を行うなど緑化を行い、適正な維持管理を行うことで、温室効果ガス吸収の回復に努めます。また、事業終了の際のパネルの廃棄については、経産省や環境省が検討を進めていく太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進の状況を見極めながら、適切に対応してまいりたいと考えます。</p> <p>ご指摘のクリーンエネルギーネットワークについてはこれから地球上の全ての社会が取り組んでいくべき重要な課題であり、総務省では、地域に存在している木質バイオマスや水力など地域資源をできる限り有効活用することによって、分散型の地域エネルギーシステムを構築することで、エネルギーとキャッシュを地域内で好循環させるとともに、地域エネルギー事業体の設立による雇用創出も図るなど、地域課題の解決にも取り組むことで、持続可能な地域社会を目指しています。函南町でも本事業を契機として、このような計画を推進されるのであれば、当社はバイオマス発電事業や風力発電事業も行っていますので、協力できるのではと考えます。</p>
3	38	<p>活断層の上に調整池やコンクリート構造物等の重要構造物や法面の造成を計画しているが、安全対策はどうなっているのか。調整池等をつくるなら、活断層が動いても、池が、水平を保ち、下方に崩れない池を作る様にするべきである。そして、住民が精査できる様に図面、断面図、位置図等を、正確に公開して、縦覧出来る様にして下さい。また、供用後の監視はどのようにするのか。特に心配なのは山からの土砂の流出です。20年後、50年後にも調整池の機能が維持されているでしょうか。</p>	<p>環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業における調整池の堤体の構造（地震時、洪水時及び土石流時）、法面の設計基準及び盛土面の安全性など、防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、環境影響評価の項目としては、「土地の安定性」を評価項目として選定しており、盛土部の土地の安定性について調査、予測・評価いたします。土地の安定性の予測条件としては、盛土が最大となった場合の通常時及び地震時の安全率の予測を行い評価します。また、供用後については、監視制御システムによりオンラインにて常時モニタリングを行い、各設備に異常が有った場合は、早急に状況を把握が出来、対応する事が可能なようになります。事業完了後については、防災及び利水の観点から排水施設・調整池は維持し、発電施設は全て撤去し、緑地回復を図る計画です。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
4	26	洪水調整を目的として計画している調整池の容量の算出について、現実に襲来した令和元年台風19号並みの降雨量をもとに、調整池の貯留能力、排水能力、下流河川の流下能力等について安全であることを示してください。柿沢川の流域のわずか2%にも満たないことを説明会で強調していたが、開発による流量増加は確実であり、台風19号で柿沢川増水による水害を受けた函南町、伊豆の国市の流域はもちろん、甚大な影響を受けることになる沼津市まで含めた評価をするべきである。また、調整池A-2の排水路は地元区や、地主の了承がない。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業における調整池の容量及び下流河川の流下能力など、防災の観点からの対応（洪水調整機能）については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、環境影響評価条例の項目としては、「河川の変化」の項目がありますが、本事業では樹木の伐採や土地の改変を行うことから、対象事業実施区域には流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制するため評価項目として選定していません。なお、この条例との対応については方法書には記載していませんので準備書で記載いたします。
5	3	沈砂池における濁水の除去能力について具体的な説明がない。特に、濁水が生じる土の移動を伴う工事の期間における土の移動量から、濁水の発生と除去の関係について、乾季や雨季のすべての季節において調査、予測すべきである。また、沈砂池の土砂の除去の頻度はどのように行うか。工事期間中に法面へ設置するしがら柵や土砂流出の防止柵の設置個所について、具体的な設置場所を示さねばならない。	工事中の水の濁りについては、評価項目に選定していますので、準備書において調査、予測・評価いたします。水質の調査については四季の平水時に3地点で各1回、また、降雨時には時間を変えて複数回、水の濁り及び流量の調査を実施します。また、土地の改変を行う表層の土壤を1地点で捕集して土壤沈降試験を実施します。水の濁りの環境保全対策として沈砂池及び調整池を設置することから、それらの構造及び現地調査結果を用いて、降雨時の水の濁りを予測・評価します。また、沈砂池の土砂の除去の頻度や、工事期間中に法面へ設置するしがら柵や土砂流出の防止柵の設置個所等について、必要に応じて準備書などで示します。
6	10	多くの木を切り、森をなくすというのはその場に住む生き物たちの食べ物や住処がなくなるため、近隣の畑や民家の庭や軒先に被害が出る可能性があるが、その場合にはどのような対応をされるのか。また、水害は環境影響評価の範囲外だということだが、人が生活する上に安心して暮らすことのできる条件も環境である。予測できてもしかわらす対処しなかった場合は、人災となるのではないか。当該施設を建設するために水害や土砂災害で被害が生じたときは事業者と住民との間で補償をする約束をする必要があると考える。	獣害の対象となるイノシシなどの哺乳類は、環境影響評価において動物として評価項目に設定していることから、対象事業実施区域及びその周囲約300mの影響範囲で、四季のフィールドサイン調査、糞、食痕、泥浴びなどのサイン調査を実施し、予測・評価を行います。その結果から、事業を進めた場合に被害等のおそれが考えられる時には、環境保全措置を検討いたします。また、土砂崩壊、氾濫及び地震など防災の観点からの対応については、森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えますが、当該施設の影響により発生した災害等への対応については地元と協定締結を検討するなど真摯に対応したいと考えます。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
7	21	<p>「本事業において、最も広範囲に影響が及ぶと考えられる範囲は、対象事業実施区域から約3,000mの範囲の内」とされているが、この範囲の設定の根拠が示されておらず地域の特性が理解されていない。土砂流出や水害等の危険を考慮すると柿沢川流域及び狩野川下流域（田方郡函南町、伊豆の国市、三島市、駿東郡清水町、沼津市）までを含めるのが妥当である。また、動物や生態系に係る影響範囲の設定については、その種により活動範囲が異なることから、種別に影響範囲を設定すべき。（例えば、クマタカは、行動範囲が4kmであり、オオタカにあっては半径1.5kmとされている）</p>	<p>本事業に係る環境影響評価項目の選定並びに調査、予測・評価手法については、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）の太陽熱発電事業の参考項目及び参考手法を基本として、地域の概況並びに太陽光発電事業の一般的な事業特性と本事業特性を勘案して、評価項目を選定しています。また、調査、予測及び評価の手法を同様に設定しています。したがって、本事業の評価項目ごとの影響範囲は、方法書に示した範囲としており、土地の安定性の影響範囲は盛土面が崩壊した場合の範囲として対象事業実施区域から数百mとしました。また、水害については、十分な容量の洪水調整機能を有する調整池を設置することとし、防災施設については適切な管理を行い、発生防止に万全を期しています。</p> <p>本事業により、最も広範囲に影響が及ぶと考えられる景観の範囲約3,000mの設定根拠は太陽光パネルを地上約4mの架台に設置した場合、地上から見える範囲を鉄塔の輪郭がやっと見える垂直視覚0.5度として約1,000mとしました。当該地域には伊豆スカイラインがありますので、そこからの眺望を考慮して影響範囲を約3,000mとしました。また、環境省の「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方研究会」検討報告書によると地方自治体の条例の調査範囲の実績は対象事業実施区域から2,000m程度となっています。</p> <p>動植物の直接的な影響範囲は対象事業実施区域から約300mとされていますが、移動性の大きい猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）を参考にし、クマタカの非営巣期高利用域の半径1.5km程度、オオタカの1.0～1.5kmを包含する1.5km程度を1つの目安と考えております。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
8	47	切り土、盛り土による残土処理について、県道11号線を利用する搬出が計画されている。交通上の影響(運搬期間、運搬の通行数の影響、道路幅員不足、排ガス等の影響、地元民の交通の障害)について、長期で広範囲にわたる詳細な調査をしなければならない。函南町平井宮ノ前1102-4の混雑率1.4の箇所の渋滞増加が心配である。	工事車両としては、作業員の通勤車両、工事用資材等の搬出入、残土や伐採樹木の搬出が想定されます。その詳細については準備書の事業計画において策定しますので、残土の搬出量などは準備書に記載します。工事用車両の沿道における道路交通騒音及び降下ばいじんは道路断面を対象としていますので、工事用車両が集中する軽井沢地区周辺の道路端で予測いたします。なお、より広域の影響については工事車両が分散されますので影響は予測地点より小さくなると考えます。工事用車両の排ガス（窒素酸化物等）の影響については影響が想定される参考項目ではありません。「風力発電所建設工事に關わる大気環境アセスメント簡略化の検討」（環境アセスメント学会誌 18、2020）によると、「工事最盛期の工事用大型車両数は業務で得られた走行台数を基に大型車 280 台／日、小型車40台/日で予測される沿道の二酸化窒素の日平均最高濃度は 0.0012 ppm程度であり、この値は NO ₂ の環境基準の目標値である日平均濃度 0.040 ppm に比べても十分低く、現況濃度がどのような値であれ、ほとんど影響を与えないと言える。」としていますので、影響は小さいと考えます。本事業による地域交通の渋滞については、通勤車両が朝の通勤時間帯に発生しますが、工事現場は軽井沢地区であるため、県道11号線の渋滞箇所（函南町役場前交差点、平成27年度全国道路交通センサス 一般交通量調査結果の可視化ツール）の市街地方面とは反対方向となるため、交通渋滞への影響は小さいと考えます。また、大型車など工事用車両の安全への配慮については、法定速度の遵守はもちろん、地元の車両や歩行者を優先した安全運転に努め、要所に「道路監視員を配置する」などの環境保全措置を検討し、準備書の事業計画に記載するとともに、道路の損傷箇所の補修等については必要な応じて道路管理者と協議いたします。なお、地域交通は県条例の配慮項目として項目があることから、非選定の理由を準備書に記載します。
9	1	県道11号線の道路わきは草木が車道側に覆いかぶさり、大型トラックがこれに当たる可能性ある。このような場合、当たった枝などはそのまま放置され その後の交通の妨げになることが十分予測される。草木が多い茂る高さ、大型車の車両を配慮すること。落下した枝木は放置せず直ちに撤去することを文書で約束すること。	工事用車両の走行により、道路に落下した樹木の枝などの障害物については、車両の運行の妨げになりますので、速やかに除去いたします。
10	1	県道11号線旧道を経由して熱海方向に抜ける場合、函南町軽井沢地区から熱海峠まで狭小区間が連続し、路肩が崩落する箇所もある為、特に大型車両の場合は熱函道路鷹ノ巣山トンネルに迂回する必要がある。この場合、丹那盆地内を走行することになる。また、熱海市側は急勾配が連続している為に、大型車両のブレーキ事故が多発しており、地元バス会社ですらブレーキの焼損（ベーパーロック）事故が発生している。熱海側に抜けないという確約か、配慮についての言及が必要。	本事業の資材等の搬出入車両は方法書に示した県道11号線を想定しています。環境保全措置として複数ルートの選択が可能と判断した場合は熱海峠のルートも検討しますが、その際は車両の走行において、周辺車両や歩行者はもちろん、自らの安全に配慮した運転に努めることを準備書の事業計画に記載します。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
11	29	事業計画や内容について、既に林地開発許可済みである当該事業については、具体的な事業計画が策定済みであるにも拘わらず環境影響評価の項目及び方法等について検討する材料の記載が極めて不十分なのは大きな問題である。特に、環境影響評価で極めて重要な影響範囲や関係地域の設定が根拠もなく極めて狭い範囲となっていることは重大な問題であるので再考いただきたい。また、一般的な事業との比較が示されているが、そもそも「一般的な事業」がどんな事業を想定しているか不明な上、前述のとおり本事業の規模が示されていないので、なんの根拠にもなっていない。また、環境保全計画についても記載内容が不十分である。また、排水計画において、住居地にある排水路を使用する許可を地元にとっていないのは問題である。	林地開発では申請に必要な事業の内容について記載しております、その内容は県と協議を進めながら詳細な計画を策定することとなっています。したがって、方法書段階では事業の詳細な計画は策定していませんが、準備書においては事業による環境影響を勘案し、環境保全対策を検討したうえで、予測に必要な事業の詳細計画を策定いたします。また、環境影響評価法において、発電事業は経済産業省において、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）に基づき実施されています。この手引きの中で、環境影響評価評価法の対象事業（太陽光発電事業では出力40MW以上）について、一般的な事業の内容により環境影響が想定される項目として、方法書に示した参考項目が記載されています。本事業は環境影響評価の規模要件より小さいですが、この参考項目を基本として地域特性及び事業特性を勘案して評価項目の選定を行っています。なお、静岡県の環境影響評価条例の地下水の変化や河川の変化などについては、当該手引きの太陽光発電所では参考項目ではありませんが、方法書の審査会で非選定の理由を明らかにした上で、準備書に記載いたします。
12	2	東京電力の送電機能に障害があった時に 軽井沢地区、函南町にダイレクトに供給できる仕組みを提案していただけないでしょうか。結論として、地元 函南町、軽井沢地区の状況を的確に把握し、将来にわたって 地元と共生できるような内容に再度ご検討いただきたいと思います。また、丹那軽井沢地区、例えば既存のオラッヂェの発展形態として、牧場とチーズ作りや果樹園或いはブドウ畑とワイナリーなどで自然と人間が共生する場所になるなどメガソーラ事業が何らかの形で地域との共生に繋がると良いと思う。	そのように地域と共生出来る形を弊社も望んでおりますが、経済産業省の制度である為、各関係行政省庁及び関係メーカーとも協議し、可能な限り検討したいと考えております。
13	2	「系統連系は東京電力66kV真鶴No.107鉄塔に連携予定である。」とあるが、真鶴No.107鉄塔は、対象事業実施区域外の田代盆地南側にあるが、そこに到達するまでのところについて、事業区域内のような環境アセスメントについては必要ないのか。	系統連系は対象事業実施区域の北側に鉄塔を設置し、北側約0.8kmの東京電力真鶴No107鉄塔に連系する予定です。この間に鉄塔3本を設置しますが、工事面積が小さいことから、工事による影響は小さいと考えますが、準備書ではこの範囲を含め対象事業実施区域とします。
14	2	対象事業実施区域及び対象事業に関連して行われる造成工事区域内に、産業廃棄物の不法投棄の形跡がないか現地調査及びピアリングを行うとともに、表層土壤調査を行い、必要に応じてボーリング調査を行うこと。産業廃棄物が不法投棄された場所を通常の方法で造成することは環境汚染を拡大させる可能性があることから、調査結果に基づき「土壤汚染対策法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従った対応を行うことを明記されたい。	対象事業実施区域内の産業廃棄物の不法投棄は確認しておりませんが、事業の実施にあたっては、産業廃棄物の不法投棄が確認された場合には、関係部署に相談の上、法律等に従って適切に対処いたします。
15	1	対象事業実施区域の隣接地域には太陽光発電発電所が存在しているが、存在しない根拠は何か。また、他の発電事業が存在していたらどんな影響があり、何故こんな項目が必要なのか。	周辺で計画されている他の事業の情報を収集するのは、その事業との複合的な影響を検討するためです。他事業と工事期間と工事用車両ルートが重複した場合は、複合的な影響を評価いたします。したがって、比較的規模が大きい事業として、環境影響評価法の対象事業を確認していますが、県の条例対象事業についても確認が必要と考えていますので、その内容については準備書に記載します。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
16	3	対象事業実施区域と国立公園の第2種特別地域が一部重なっているが、法的な問題はないのか。	国立公園区域内で工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合には静岡県と事前に協議いたします。
17	1	軽井沢に泊まった正岡子規も通った根府川通りが建設計画地の真ん中を通っているが今でもこの道を通り景色を楽しみ昔に思いをはせる人もおられます。この道を通るときソーラーが見えないよう森林伐採はしないで頂きたい。	対象事業実施区域内の根府川通りについては函南町文化財保護課と協議して残すように計画しています。現状の計画では、太陽光パネルが完全に見えないようにすることは難しく、緑化フェンス等で可能な限り配慮することを検討致します。
18	6	発電開始から20年後にパネルを撤去すると表明していたが、その際の処分方法と有害物質Pb、Se、Cdなどの処分方法及び環境漏洩対策、再利用策などを決めておかないと総合的な環境負荷を考えない事業となってしまう。事業終了後のパネル撤去と廃棄方法と環境負荷の大きい物質の扱いの方法についての現実的な決めごと影響についての調査をする必要がある。	事業終了後の太陽光パネルは廃棄物等として評価項目として選定していることから、準備書において、太陽光パネルの特性(IEC 61215、IEC 61730認証などの国内外の品質基準と性能基準)を把握した上で、予測・評価いたします。また、「経産省や環境省が検討を進めていく太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進の状況を見極めながら、適切に対応する」ことも環境保全措置として記載したいと考えます。
19	1	電気事業法の技術基準において、太陽電池発電設備を「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の指定する斜面に設置する際には、当該区域村の急傾斜地の崩壊を助長するおそれがないように設置することが定められた。しかし、急傾斜地法の指定をうけていない斜面については、相対的にリスクが低いと考えられていたため、技術基準上の特段の定めがなかった。そのため最近の豪雨災害時に、急傾斜地法の指定を受けていない斜面や切土、盛土等の土地改変された場所に設置された太陽電池発電設備が崩落したことを踏まえ、太陽電池発電設備に関する技術基準の見直しを行い、土砂流出を防止する措置が講じられた。この点について方法書で指定有としている。どのように取り扱い、どのように取り組みされるのか伺う。	静岡県では、令和2年7月1日に、太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発許可審査基準及び一般的事項の運用細則が制定されています。一方、本事業の林地開発の許可是令和元年7月8日に取得していますが、具体的な事業計画については、担当部局と協議しながら、制定された設置基準にしたがって策定いたします。
20	8	最寄りの気象観測所として「網代特別気象観測所」の観測データによる現況把握をしているが、当該観測所は相模湾側の熱海市網代に位置しており、玄岳等の稜線を挟んだ駿河湾側である函南町軽井沢地区とは気象条件が異なる。例えば、防災の観点から非常に重要な降水量について、令和元年10月(台風19号)の時間最大降水量を本方法書では30.0mmと記載しているが、同年同月の静岡県丹那雨量観測所では「45mm/h」と1.5倍の時間最大降水量が観測されている。	環境影響評価では対象事業実施区域及びその周囲の既存資料を整理しております、一般的には最寄りの気象官署である網代特別地域気象観測所のデータを用いています。当該地域の属する田方郡は気象庁の予報区分において伊豆地方に区分されて、予報区分内には網代特別地域気象観測所が存在していることから、資料は適切であると考えます。また、国土交通省の水文水質データベースによるとご指摘の丹那雨量観測所の令和元年10月(台風19号)の時間最大降水量は10月12日14時の30mm/hで、10月11日から12日までの総降水量は304mmとなっています。気象庁の過去のデータベースによると三島特別地域気象観測所の台風19号による時間最大降水量43.5mm/h、総降水量392.5mm、網代特別地域気象観測所の時間最大降水量30.0mm/h、総降水量247.5mmであり、丹那観測所の1時間最大雨量や総雨量は網代特別地域気象観測所に近くなっています。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
21	8	観測所として熱海市網代の特別地域観測所のデータが用いられているが、対象事業実施区域は平均的に西風を受ける地域であり箱根連山東側のデータは妥当といえない。西側には三島特別地域気象観測所があり地域の特性を理解していればこちらのデータで検討が行われるはずである。	気象庁の予報区分では田方郡は伊豆地方に区分されており、予報区分内には網代特別地域気象観測所が存在しています。なお、三島市、沼津市等は東部であり、三島特別地域気象観測所が最寄りの気象観測施設となっています。風のデータについては、三島特別地域気象観測所や網代特別地域気象観測所の風は、季節風と海陸風などの地域独特の風が複合された風となります。一方、対象事業実施区域は丘陵地であるため、地上付近の風の出現は周辺の地形の影響を受けた風になると考えられます。
22	2	大気測定局として熱海総合庁舎のデータが用いられているが、対象事業実施区域は平均的に西風を受ける地域であり箱根連山東側のデータは妥当といえない。西側には静岡県大気常時監視システムとして三島市役所があり地域の特性を理解していればこちらのデータで検討が行われるはずである。	環境影響評価では対象事業実施区域及びその周囲の既存資料を整理していますが、本事業の地域の概況の図の範囲（2万5千分の1の地図）に大気測定局が存在しないことから、一般的な選定方法として最寄りの測定局である熱海総合庁舎のデータを用いています。また、当該地域の属する田方郡は気象庁の予報区分において伊豆地方に区分されて、予報区分内にはアメダス網代が存在していることから、資料は適切であると考えます。
23	1	対象事業実施区域は丹那断層を含む断層群の上に計画されており、土壤からも大雨などの山腹崩壊などの自然災害に弱い地域である。	本事業における斜面の安定性については、林地開発申請の際に盛土面の土地の安定性の評価が行われています。その中では、現地におけるボーリング調査結果（基盤層の土壤係数等）を用いて通常時及び地震時の安全率の計算が行われ、計算結果は評価基準を満足しています。なお、大雨時の土地の安定性については評価基準がないことから、地震時の安全率に包括されていると考えます。また、環境影響評価では評価項目として、土地の安定性がありますので、準備書において調査、予測・評価結果を記載します。
24	6	土砂災害危険箇所に土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が存在していても良い根拠は何か。	対象事業実施区域内は土砂災害危険箇所に指定されていましたが、その後、周辺地域を含め土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定に変更されました。その内容については準備書に記載します。なお、土砂災害警戒区域は土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域、また、土砂災害特別警戒区域は建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可や建築物の構造規制等が行われます。本事業ではこれら指定地域の土地の改変は行わないことから、事業を実施する上での制約はないと考えます。
25	1	対象区域は事業地から3000m範囲内と以遠の地域からは全く影響がないことのうづけが必要になる。	基本的に景観の影響の程度は対象事業実施区域から遠いほど影響が小さいと考えられますので、影響範囲で影響が小さければ問題ないと考えます。
26	2	事業地に山腹崩壊地域、土石流危険地域、急傾斜地崩壊危険箇所があるだけでなく、未指定で危険な箇所や、もともと指定予定だったのに未指定の箇所の把握と追加（実質的に危ないので）する必要がある。	対象事業実施区域の状況については、林地開発申請時に現地におけるボーリング調査や地形及び地質の状況を把握するため現地踏査を実施しています。開発計画はその結果を踏まえて、調整池、調整池堤体、造成法面及び擁壁等の構造設計等を行っており、安全は確保されていると考えます。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
27	1	事業特性に関する情報で、防災計画の記載なし：地域坊主計画をどのように把握し、それを踏まえての情報を提供する必要があることから要望する。	地域防災計画についての基本的な考え方は準備書の事業計画に示しますが、詳細については災害に関わる計画ですので地元の皆様と協定締結を検討いたします。
28	5	根府川街道を文化遺産として保存してください。根府川通(日金道)は、三嶋社→大土肥→平井→軽井沢→日金山→伊豆權現→根府川→小田原→鎌倉へと抜ける道です。その歴史的価値は、古代においては伊豆国府(三島)と伊豆山權現(走湯權現)とを結ぶ日金山信仰の道であり、中世においては、源頼朝や北条氏によって二所詣(伊豆權現、箱根權現、三嶋明神)が行われ、史跡北条邸(葦山)に泊まって鎌倉へ帰還した道です。鎌倉古道は、一般の道と異なり重要視されていませんが、この歴史的な遺産を守る必要があります。根府川街道は、史跡(日本遺産など)として残すべきものと考えます。文化財として守るためにには地権者の協力が必要です。800年以上も時が経った中で、道は大きく変わっていますので、道路脇の土壠や崖の墨跡、側溝の跡、地固めの跡など発掘調査をしてほしいです。	対象事業実施区域内の根府川街道については函南町文化財保護課と協議して残すように計画しています。現状は埋蔵文化財法蔵地では無い為、調査は致しませんが、工事中に出土した場合は速やかに報告し、適切に対応する予定です。
29	1	事業地域内を横切る根府川道沿いには石仏等の埋蔵があるので発掘調査の必要がある。	対象事業実施区域内の根府川道については函南町文化財保護課と協議して残すように計画していますので、現状は埋蔵文化財法蔵地では無い為、調査は致しませんが、工事中に出土した場合は速やかに報告し、適切に対応する予定です。
30	1	建設予定地近くの函南町有形文化財は火雷神社だけではありません。建設予定地の軽井沢には函南町指定の有形民俗文化財である源頼朝をかたどった駒形像、田代には同じく函南町指定の有形民俗文化財の双体道祖神があります。建設後、台風19号並みの雨が降れば土砂災害で喪失する可能性がある。調査、予測、評価をしてほしい。有形民俗文化財を保存するための対策を示してもらいたい。	文化財保護法に定められている文化財には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群があります。これらの文化財のうち重要なものを文部科学大臣が指定・選定等をして、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として、国の重点的な保護の対象としているため、方法書には、史跡、天然記念物、名勝を記載しています。「函南町文化財マップ」によると「駒形像」は民族資料の分類となっているため記載しておりません。本事業では対象事業実施区域内に重要な文化財は存在しないことから、評価項目として選定しておりません。
31	2	河川について、河川位置の記載のみで、対象事業実施区域を流域とする柿沢川の現況や過去の浸水被害状況についての記載が全くなく、丹那沢に至っては位置すらも記載されていない。位置形状の把握に加え、管理状況を踏まえた流下能力の把握もなされていない。	地域の概況では既存資料を用いて河川の状況を整理しております、丹那沢について、水質の現況調査地点の位置図にその位置を示しています。過去の水害等の被害状況については準備書において記載します。また、丹那沢の流下能力等については方法書の事業計画で防災調整池の構造等の概要として記載しており、準備書においても同様に記載します。
32	1	地域の概況で水道水として地下水が利用されていると記載があるが、対象事業実施区域内の地下水の状況は把握されていない。	対象事業実施区域内の地下水については、方法書で示した7地点のボーリング調査地点の調査結果を整理して準備書において記載します。
33	4	水質調査地点として、平成30年度は来光川の大土肥橋で水質調査が行われているとあるが、対象区域の水質を考えると、来光川では柿沢川とは水系がまったく異なり、参考にはならない。やはり実際に赤沢川、柿沢川の取水点に拠ったデータが必要である。	既存資料として、静岡県のデータを整理しているため、最寄の地点として選定しています。しかし、函南町において柿沢川の水質の調査が実施されていることから、準備書ではその資料のデータを記載します。また、評価項目として水の濁りを選定していますので、対象事業実施区域から雨水が排水される赤沢川と柿沢川の合流点の1地点、丹那沢の1地点及び柿沢川と丹那沢の合流点1点の合計3地点で現地調査を実施します。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
34	4	地下水の水質についても、本方法書で取り上げているM7「沼津市中瀬町」の実際の測定地点は沼津市大岡であるなど、軽井沢地区とは遠く離れた地点での観測データである。軽井沢地区周辺の地下水の水質結果を記載すべき。	既存資料として、静岡県の地下水データから対象事業実施区域内の地下水の資料を整理していましたが、函南町において水道水（簡易水道）の水質の調査が実施されていることから、準備書ではそのデータを記載します。
35	6	方法書にはホームページの「静岡県ため池マップ」によると農業用ため池が存在しないとの記載があったが、誤りである。「静岡県ため池マップ」は身近な水辺空間を紹介する物である。周辺には、事業地直下の軽井沢池のほか、牧場池、三角池、柏谷池が存在しており、「函南町ため池マップ」の凡例に「農業用ため池」との記載がある。「更新日：2020年2月25日」の記載もあり、方法書作成の為の閲覧の令和2年6月より前に更新されているので、なぜ方法書では存在しないと結論付けたのか。本当に現地調査や文献調査をしっかりと行っているのか、甚だ疑問である。	既存資料として、静岡県の資料を用いて対象事業実施区域及びその周囲のため池の状況を整理していましたが、函南町には4箇所の農業用ため池があり、調査地域には2箇所（軽井沢池、三角池）あることを確認しましたので、準備書では修正して記載します。
36	1	ボーリング調査結果は、表の数値を見ると、ボーリング一本分のデータかと思われる。対象区域のどこをボーリングしたのか、このデータからはわからない。	ボーリング調査結果は対象事業実施区域（調査地点No1～No7）の全体の地層の状況を示しています。
37	1	「標高10m程度の盆地状の低平地である田方平野東側の丘陵地に位置する」との記述があるが、事業地や周辺は丘陵地というのは誤りで、実際は盆地に隣接する山間地斜面である。	丘陵とは、なだらかな起伏や小山の続く地形のことであり、地形学では高度や起伏が山より小さく、台地より大きいものを指すことから丘陵地としていましたが、函南町の景観構造の分布状況等では対象事業実施区域は山地ゾーンとなっていますので、準備書では「山地斜面」に修正します。
38	1	重要な地形地質として「丹那盆地と丹那断層」「田代盆地、火雷神社の断層変異地形」等、丹那盆地に係る記述があるが、当該地域における断層群は、丹那断層の中に入っており丹那断層と連携している断層群である。この断層の存在は非常に大きな意味がある。	丹那断層は昭和5年の北伊豆地震(M7.3)を起こした断層であり、同地震の際に動かなかった周辺に分布する活断層群を含めた、芦ノ湖から函南町、韭山町、大仁庁を経て中伊豆町に至る長さ約35kmの断層帯が北伊豆断層帶です。丹那断層の過去の活動状況については次のことが確認されています。過去6000～7000年にわたって堆積した地層に4枚の火山灰層と9回の地震の跡を確認、最新の活動は1930年の北伊豆地震であり、それ以前は841年の北伊豆国地震(M7.0)を含め8回の断層活動を確認、1000年で約2mの割合で「左横ずれ」が生じていることを確認、以上の結果からこの断層は700年～1000年のほぼ規則正しい間隔で活動しています。丹那断層は1930年の北伊豆地震を起こしてエネルギーを発散していますので、しばらくの間は活動しないと考えられていますが、周辺の断層群については未知の部分が多いことから、林地開発では地震時を踏まえて盛土面の安全率や調整池堤体の構造を設計しています。
39	1	農業 「また、販売目的の家畜等の飼育経営体数は、函南町が乳用牛…で最も多くなっている。」とあるが、丹那は酪農地帯であり、酪農が最重要産業となっている地域である。酪農に対する影響についても考えるべきではないか。「除草は人間の手でやる」かのような説明があったが、無理な話だ。結局除草剤がまかれたら、下流域に絶大な被害が出るのではないか。	地域の概況については既存資料を用いて資料を整理しており、販売目的の家畜等の飼育経営体数を最も多いものを記載しています。準備書では、「なお、函南町では肉用牛の飼育経営体数も乳用牛の22に対し、19と次に多くなっている。」を追記します。また、草刈りについては弊社の他の太陽光発電所において人力で実施している実績がありますので除草剤は使用いたしません。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
40	1	自動車騒音の状況については、熱海と函南・三島方面を結ぶ幹線道路「県道熱海函南線」での観測値を記載しているが、静かな軽井沢、丹那、駿の沢地区等とは地自動車騒音の状況が全く異なることは明白。	地域の概況は既存資料を用いて対象事業実施区域及びその周囲の状況を整理しています。本事業の工事用車両の影響については評価項目として選定していますので、工事用車両が集中する主要な走行ルートである県道11号線の軽井沢地区付近の地点で調査、予測・評価を行います。
41	2	P. 123 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 「対象事業実施区域内にはこれらの配慮が特に必要な施設はない。」とあるが、「対象事業実施区域の周囲には、約0.9kmの位置に丹那小学校及び丹那幼稚園がある。」という事実は重要である。小学校や幼稚園に通う子どもたちへの配慮は必要ないのか。今回のメガソーラー計画に反対している人たちは、子どもたちが危険にさらされるのではないかという懸念を持っている。なお、本計画で最大の調整池Bは丹那沢の上流に位置し、もしも事故が起きたら丹那小学校、丹那幼稚園は直接被害を受けることになる。防災の意味からももっと検討が必要ではないのか。	調整池Bの下流域に丹那小学校や幼稚園があることは重大であると認識しています。林地開発申請時には、現地におけるボーリング調査や地形及び地質の状況を把握するため現地踏査を実施した上で、調整池Bについては調整池の容量が大きいことから、コンクリート構造の堤体（高さ23m）を設置するとともに、谷部の盛土面等においては、土砂流出対策のための擁壁を5箇所の設置する等の対策を行う予定です。
42	2	自然公園の第2種特別地域とはどのような地域か？また、この地域が事業実施想定区域に一部係っているが問題ない根拠は？	国立公園区域内で工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合には許可が必要になりますので、県の担当部局と事前に協議いたします。
43	1	方法書の P. 126 2. 産業廃棄物の状況 「太陽光パネルには、鉛、セレンといった有害物質が使用されているものもあり、関係法令に沿って適正な産業廃棄処理等が必要とされている。」とあるが、廃棄物の処理は、事業が終了する先(20年またはその先)まで考えなくてはならない。そこまでしっかりとと考えているのか甚だ疑問である。	「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」(2017年12月、一般社団法人太陽光発電協会)に基づき、化学物質の含有状況を公表することとなっていますので、準備書において使用する太陽光パネルの情報を掲載します。また、事業終了後の廃棄物等については評価項目として選定しており、準備書において予測・評価いたします。
44	1	方法書の P. 173 (4) 国土防災関係 保安林の指定状況、砂防法に基づく砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域等に入っていないから危険がないということにはならない。「地権者の承認が得られないから」「危険地域と承認していてもこれからするつもり」という箇所が存在し得る。危険地域は線でくっきりと分けられるものではない。	対象事業実施区域の状況については、林地開発申請時に現地におけるボーリング調査や地形及び地質の状況を把握するため現地踏査を実施しています。開発計画はその結果を踏まえて、調整池、調整池堤体、造成法面及び擁壁等の構造設計等を行っており、調整池Bの盛土面については土砂流出対策のための擁壁を5箇所設置する計画となっています。
45	1	方法書のP. 177 ⑥土砂災害警戒区域における土砂灾害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂灾害警戒区域及び土砂灾害特別警戒区域 ⑦山地灾害危険地区調査要領に基づく山地灾害危険区域 ⑧国土交通省の調査・点検要領に基づく土砂灾害危険箇所 これらの表す土地の危険性に関わる記述がない。治山治水の点から外せない項目だらけと思われるが。	対象事業実施区域内は土砂災害危険箇所に指定されていましたが、その後、周辺地域を含め土砂災害警戒区域や土砂灾害特別警戒区域の指定に変更されました。その内容については準備書に記載します。なお、土砂災害警戒区域は土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域、また、土砂災害特別警戒区域は建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可や建築物の構造規制等が行われます。本事業ではこれら指定地域の土地の改変は行わないことから、事業を実施する上での制約はないと考えます。
46	3	大気汚染、騒音、水質汚濁等に係る苦情の発生状況は函南町、熱海市が掲載されているが、その内容は何か。（具体的な内容がなければ参考にならない）	地域の概況の公害苦情の情報は県の既存資料から収集しており、その内容は示されていません。事例としては、「野外焼却による煙や臭いがひどい」などが考えられます。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
47	2	地域特性を考慮していない誤った現況把握に基づく環境影響評価方法書は論外である。より正確な現地情報を把握の上で改めて方法書を作成し、再度、縦覧等の手続きを行わせたい。	方法書では既存資料を整理して地域概況を整理しており、太陽光発電事業の一般的な事業特性と本事業の特性を比較した上で、評価項目を選定し、調査、予測・評価手法を選定しています。また、県条例の技術指針に記載のある自然災害（過去の地すべり、崩壊、洪水等の発生状況）の状況については、準備書において記載いたします。
48	4	対象事業の内容について多数の不明な点があり、現況把握も地域特性を考慮しない不適切な内容に基づき、環境影響評価の項目の選定が行われている。対象事業の内容、特に造成等の施工規模や防災施設の設計内容及び設計根拠や流域河川等の区域外の排水路状況、過去の災害等を明らかにした上で評価項目の設定をやり直し、評価項目として選定していない項目については、その理由を全て記載すべきである。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業における土砂崩壊、氾濫及び地震など、防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。本事業に係る環境影響評価項目の選定並びに調査、予測・評価手法については、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）の太陽熱発電事業の参考項目を基本として、事業特性と地域特性を勘案して選定しています。また、参考項目になく県条例に項目がある河川の変化、地下水の変化、土壤、土砂の流出、堆積、文化財、地域交通については選定しない理由については県の審査会で明らかにするとともに、自然災害（過去の地すべり、崩壊、洪水等の発生状況）の状況については、準備書において記載いたします。また、事業内容の具体的な計画については予測条件を設定する際に必要となりますので、準備書に記載いたします。なお、方法書の内容については皆様からいただきました意見を基に審査会の審議等を経て確定されます。
49	1	参考にする交通データは平成27年度交通センサスから6年経過し、実際に工事開始まで含めると8年前のデータになる。岐れ道交差点前後での渋滞が増加傾向にあるので、古いデータではなく、新しいデータを使用しなければ正しい把握と検討ができない。	本事業に係る主要なアクセスルートは事業計画にしました県道11号線です。当該道路の交通量は道路交通騒音・振動の調査と同時期に実施いたします。県道11号線の市街地方面の函南町平井宮ノ前の道路交通センサスの昼間の交通量は平成22年度が13,500台/12時間、平成27年度が13,664台/12時間と同程度となっています。
50	1	ダンプ、トラック、工事車両が町内を走行するにあたり、車両の多くはディーゼル車が使用されるのではないかと考える。ディーゼル車排出ガスによる健康への影響も報告されていることから、ディーゼル車から排出される大気汚染物質と健康被害、影響について、建設工事に関わる車両が走行する町内全域での、調査、予測、評価の実施をしていただきたい。	工事用車両の排ガス（窒素酸化物等）の影響については影響が想定される参考項目ではありません。「風力発電所建設工事に關わる大気環境アセスメント簡略化の検討」（環境アセスメント学会誌 18、2020）によると、「工事最盛期の工事用大型車両数は業務で得られた走行台数を基に大型車 280台／日、小型車40台／日で予測される沿道の二酸化窒素の日平均最高濃度は 0.0012 ppm程度であり、この値は N02の環境基準の目標値である日平均濃度 0.040 ppm に比べても十分低く、現況濃度がどのような値であれ、ほとんど影響を与えないと言える。」としていることから、影響は小さいと考えます。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
51	4	工事車両走行による大気汚染や騒音に関する調査等は区域周辺のみの計画では不十分である。鬱の沢地区など、工事車両の走行が予定される主要地方道11号線を含むルート沿道全域で、大気汚染(NOx、SOx)や騒音・振動の調査・予測・評価をされたい。	工事用車両の沿道における大気環境の影響は道路交通騒音及び排ガスは道路断面を対象としていますので、最も影響が大きい工事用車両が集中する軽井沢地区周辺の道路である方法書に示した地点の道路端で予測・評価します。工事用車両の排ガスについては見解50のとおりです。
52	1	発電所の運転が開始されると変圧器から騒音が発生する。この低周波騒音について環境影響評方法書の項目に選定されていないので、必ず評価する必要がある。	本事業に係る環境影響評価項目の選定並びに調査、予測・評価手法については、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）の太陽熱発電事業の参考項目を基本として、事業特性と地域特性を勘案して選定しており、低周波空気振動は影響が想定される参考項目でないことから選定していません。しかし、メガソーラーの施設の近隣住宅で問題となる場合もありますので、供用後に事業による苦情が発生した場合には「低周波音問題対応の手引書（環境省、平成16年6月）」に従って、調査を行い必要に応じて対策を検討いたします。
53	20	静岡県環境影響評価技術指針では、評価項目は、「環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し、客観的かつ科学的に検討して適切に定めるものとする。」とあり、「地域特性に関する情報」として「洪水等の発生状況」を明記している。「水害を環境影響評価項目とする」ことは自然かつ当然である。洪水被害や河川沿岸のがけ崩れなど、近隣で発生している過去の災害事例を把握し、想定降水時の全ての対象事業実施区域流域での水害予測や、想定外の降雨時(調整池満水時)等の被害予想を行い、評価を実施してほしい。「水害」等の評価を柿沢川下流部まで拡げて下さい。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、土砂崩壊、氾濫及び地震など、防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、環境影響評価条例の項目としては、「河川の変化」の項目がありますが、本事業では樹木の伐採や土地の改変を行うことから、対象事業実施区域には流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制し水害防止に対処するため影響が想定されないため項目を選定していません。この項目を選定しない理由については準備書で記載いたします。また、本事業における斜面の安定性については、林地開発申請の際に盛土面の土地の安定性の評価が行われています。その中では、現地におけるボーリング調査結果（基盤層の土壤係数等）や現地踏査の結果等を踏まえて、通常時及び地震時の安全率の計算が行われ、調整池堤体、造成方面及び擁壁の構造は評価基準を満足するように設計されています。なお、大雨時の土地の安定性については林地開発では対象とされていません。また、準備書では、地域の概況において「過去の地滑り、崩壊、洪水等の影響」を整理するとともに、評価項目では「土地の安定性」について、調査、予測・評価を行います。
54	7	電磁波汚染について、送電線の計画はどうなっていますか。フランスでは、公共の施設・学校・病院等の近くには、法律で禁止されています。電磁波の健康被害について、欧米では許可されていないレベルの日本のメガソーラ建設が電磁波健康障害をもたらすとの報告が多い。激化する電磁波公害に対して強い予防原則の立場で検討して欲しい。	本事業の系統連系は田代地区の北東に位置する東京電力の鉄塔に接続しますので、その位置については準備書で記載します。また、電磁波等の健康影響については、過去の発電事業の環境影響評価において問題となつたことがないことから影響は想定されません。
55	1	影響の実測は、単位時間の評価だけでなく、平均値や最大、最小値の評価も行う。	環境影響評価項目の予測に係る評価時間は、環境基準や規制基準など、項目ごとに決まっている評価時間で予測を行います。例えば、粉塵等は降下ばいじん量で、1か月当たりの降下ばいじん量(t/km ² /月)、環境騒音は昼間が6時から22時、夜間が22時から翌日の6時までの等価騒音レベル (LAeq、デシベル) などです。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
56	1	景観：視認可能な範囲に眺望が重要な要素となっている別荘地が存在していることから、「対象事業実施区域を視認できる地域全て」を調査地域とされたい。視認可能な住居からの景観に係る影響の予測については、別荘地等での土地価格形成要素となっている眺望が資産価値に与える影響を追加されたい。評価の手法については、「影響が実行な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているか」ではなく、「資産価値に重大な影響を与えることが想定される場合は、影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は事業中止又は計画の見直し若しくは代替措置を行う。」とされたい。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、別荘地等での土地価格形成要素となっている眺望が資産価値に与える影響については、環境影響評価の対象ではありません。また、調査地域については見解170から173のとおりです。
57	2	交通量調査は渋滞箇所を把握した上で、渋滞懸念のある調査地点の工事による交通量負荷増減の、日別、時間帯別の通行車両と台数を計り、環境負荷や住環境の負荷増大量を検討項目に追加し、具体的な低減策の評価を行う。	工事用車両による地域交通については、県条例の配慮項目として項目がありますが、本事業による通勤車両（主要ルートは熱海函南線（旧道））は朝の渋滞が発生する通勤時間帯に発生するものの工事現場は軽井沢地区であるため、県道11号線の渋滞箇所（平成27年度道路交通センサス混雑箇所である函南町役場交差点、交通量13,664台/12時間）の市街地方面とは反対方向となるため、交通渋滞への影響は小さいと考えます。また、大型車など工事用車両の安全への配慮については、法定速度の遵守はもちろん、地元の車両や歩行者を優先した安全運転に努め、「道路監視員を配置する」などの環境保全措置を検討し、準備書の事業計画に記載するとともに、道路の損傷箇所の補修等については必要な応じて道路管理者と協議いたします。この地域交通の項目を選定しない理由については準備書で記載いたします。
58	1	造成等による一時的な影響において、沈砂池をはじめとする調整池等も含んだ造成工事時における降雨時の土砂のサイト外や河川流出などに関して水質及び土質、動植物への環境影響についても行う必要がある。	事業に伴い樹木の伐採や土地の改変を行いますが、造成法面等は転圧や緑化を行い、濁水の発生を抑制します。また、沈砂池工事を先行することで、工事中の降雨時の土砂流出や濁水の発生を抑制するとともに、濁水が流出する河川等の水の濁り及び流量観測、対象事業実施区域の表層の土質調査を行い、準備書において、水の濁りの影響が最も大きいと考えられる沈砂池出口の排水が河川等と合流する地点において予測・評価を行います。評価の際には降雨時の水の濁りの現況と予測結果を比較して評価しますが、事業による影響が大きい場合は追加の環境保全措置を検討しますので、水生生物等への影響は小さいと考えます。また、先行して設置する沈砂池工事のための仮設沈砂池については必要に応じて検討を行い、設置する場合は準備書に記載します。
59	1	第4章に係る意見 4.1環境影響評価の項目の選定について ④その他環境：地盤（土地の安定性）については「地形改変及び施設の存在」について評価項目しているが、造成工事中の土砂災害もありうことから、「造成等の施工による一時的な影響」についても評価項目として選定すべき。	土地の安定性は、地形改変及び施設の存在で評価項目を選定を選定しており、造成等の施工による一時的な影響については、盛土が最も厚くなった時期（工事完了後）で、施設の存在時と同じ条件と考えることができるため影響が想定される参考項目となっていないことから、選定しておりません。
60	1	静岡県の環境影響評価技術指針には、土地の安定性と地盤沈下の項目があり、軟弱地盤、湧水、地下水についての調査があげられている。事業地域には活断層が複数存在し、いずれも浸食により谷を形成している。	地盤沈下については発電所の一般的な事業として大量の地下水を汲み上げないことから、影響が想定される参考項目となっていません。土地の安定性については評価項目として選定しており、ボーリング調査により地質の状況を把握して、通常時及び地震時の予測・評価を行います。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
61	1	景観や反射光の影響が心配である。熱函道路やダイヤモンド各地から見渡せる地点から調査、予測・評価をするべき。	「主要な眺望点は、不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができる場所としました。また、自然公園等、景観を保全すべき区域がある場合には、当該区域内の展望所等の眺望点も含む」という一般的な観点から地点を選定しました。
62	4	根府川道に関連した事業地内の石仏等の存在を示す文献があるので、遺跡調査方法を提示する必要がある。	対象事業実施区域内の根府川道については函南町文化財保護課と協議して残すように計画しています。現状は埋蔵文化財法藏地では無い為、調査は致しませんが、工事中に出土した場合は速やかに報告し、適切に対応する予定です。
63	2	第4章に係る意見 4.1環境影響評価の項目の選定について ④その他環境：産業廃棄物の不法投棄についての現状把握がなされていないことから、土壤汚染等(不法投棄された産業廃棄物が存在した場合の汚染被害を含む)についても、評価項目として選定すべき。	対象事業実施区域内の産業廃棄物の不法投棄は確認しておりませんが、事業の実施にあたっては、産業廃棄物の不法投棄が確認された場合には、関係部署に相談の上、適切に対処いたします。
64	1	直流を交流に変換するとき多くの高調波が発生する。これはラジオノイズとして周辺地域に電波障害を誘発する。TVやラジオの受信障害になるばかりか、防災無線等地域生活の安全に大きく影響することが懸念されるので、環境影響評方法書の項目に追加すべきである。	電波障害は大規模構造物を設置した時に、反射障害や遮蔽障害で電波障害が発生します。本事業では大規模構造物は設置しないことから、電波障害の影響は小さいと考えます。また、パワーコンディショナについては地表付近の収納箱の中に設置することから、影響は小さいと考えます。
65	2	調査、予測・及び評価の手法における専門家の意見の概要について、専門家の選定理由が全く不明であり、専門家が「調査方法に不足がない」と判断した根拠が示されていない。事業地域の調査経験のない意見聴取は根拠が薄弱である。いずれも生物が専門と推察されるが、今回の事業は地盤の軟弱な活断層上に調整池を作るとするという事業であり、地質や土木の専門家の聴取を行い、十分な調査を行うべき。	動物の現地調査の基本的な手法では、生息環境への調査による負荷を少なくするため、調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定することとしていることから、専門家等からの聞き取りを実施しています。当該専門家の所属、経歴等については、プライバシー保護の観点から、お答え出来ない部分はございますが、対象事業実施区域及びその周囲における鳥類の生息状況に非常に精通されており、方法書にお示ししている調査手法等をご確認頂いた上でコメントとなりますので、決して根拠が薄弱なものではないと考えております。また、土地の安定性については、林地開発時に現地調査を行い、現地の地形・地質の状況を充分に把握した上で、盛土部の安全率の計算を実施しており、準備書では同様な手法を用いることから、専門家の助言を受けていません。
66	2	パネル設置による環境への影響はどう評価するのか明確にして欲しい。また、環境保全措置は配慮する、努めるではなく具体的な内容を記載してほしい。	ソーラーパネルの影響については、景観及び反射光についての予測を行いますが、予測に際して可能な限りの具体的な環境保全措置を検討した上で、どのようにときにどのような影響が想定されるかなど、定性的に評価したいと考えます。また、景観の定量的な評価については新しい知見が確認できればその評価方法について検討します。
67	12	土砂災害や水害など人の命に関わる項目について、影響が回避されているか検討し、回避できない場合は事業中止を含めた抜本的な事業の見直しをして欲しい。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、土砂崩壊、氾濫及び地震など、防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えますので、水害や土砂災害等は環境影響評価の評価項目ではありません。しかし、環境影響評価は、住民の皆様や専門家の意見を踏まえ、環境に配慮したより良い事業とするための手続きですので、事業計画における本事業の設備の安全性等についても十分説明を行い、住民の皆様の不安の解消に努めてまりたいと考えています。